

令和7年3月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和7年3月3日（月）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、市民応接室で開催した。

1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	岸	和	之
選挙管理委員会委員（委員長職務代理者）	川	瀬	吉
選挙管理委員会委員	藤	原	君
選挙管理委員会委員	原		市

2. 傍聴者 なし

3. 配布資料 別添のとおり

開会

(岸委員長) 令和7年3月の選挙管理委員会定例会を開会します。

1. 議事

(岸委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について事務局から説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第2号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて説明願います。

(事務局) 議第1号で承認いただいた名簿登録者総数140,237人に、それぞれ3分の1、6分の1、50分の1を乗じて得た数について、小数点以下を切り上げた数を法定署名数として定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

【出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙関係議題】

(岸委員長) 続いて、議第3号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定について説明願います。

(事務局) 選挙人名簿に登録されている者が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならないこととな

っています。ただし、任期満了日前60日から選挙の期日までの期間は、登録の移替えを延期することができることとされています。

今回の選挙では、選挙人名簿の調製や投票所入場券の作成に当たり、3月27日から4月13日までの間、選挙人名簿の登録の移替えを延期します。

したがって、3月27日以降に市内で転居した場合であっても、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第3号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第3号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第4号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の事務を取り扱う場所（不在者投票を管理する場所）を出雲市役所（出雲市今市町70番地）と定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第4号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第4号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第5号 不在者投票用紙等の告示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、選挙期日の告示日以前でも交付の請求を受けることができますが、この場合において、市町村の選挙管理委員会は、請求のあった不在者投票用紙等を当該告示日以前において郵便等をもって発送するときは、その発送を開始する日を定めることとされています。

今回の選挙においては、告示以前における郵便等をもって発送を開始する日を、告示日である4月6日からとするものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第 5 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第 5 号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第 6 号 選挙時登録の資格登録基準日、閲覧の期間及び場所の決定について説明願います。

(事務局) 選挙時登録は、選挙の都度、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされています。今回の選挙においては、選挙時登録の資格登録基準日を、告示日の前日である 4 月 5 日とするものです。

また、選挙時登録についての選挙人名簿に関する異議の申出期間は、選挙時登録が行われた日の翌日のみとされていることから、4 月 6 日とし、場所は出雲市役所とするものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第 6 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第 6 号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第 7 号 ポスター掲示場の設置場所の決定について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第 7 号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第7号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第8号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について説明願います。

(事務局) 候補者は、市町村の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を定め、市町村の選挙管理委員会に対して、投票日の3日前までに届け出ることができるとされています。

また、選挙立会人は、3人以上10人以下でなければならず、3人に達しない場合は、市町村の選挙管理委員会が選挙立会人を補充選任し、10人を超えるときは、届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもって、選挙立会人としなければならないとされています。

そのくじを行う日時及び場所について、令和7年4月10日木曜日午後5時30分から、出雲市役所3階 市民応接室とするものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第8号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第8号について承認します。

2. 報告事項

(岸委員長) 次に、報告事項です。報第1号 18歳到達者へのお知らせハガキの送付について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) 報第1号については、説明のとおり承りました。

3. その他

(岸委員長) 次に、その他事項1 次回の選挙管理委員会（臨時会）の日程について説明願います。

(事務局) 次回の選挙管理委員会臨時会は、令和7年3月27日木曜日午前9時30分から市民応接室で開催予定です。

(岸委員長) 以上をもちまして、令和7年3月の選挙管理委員会定例会を閉会します。

(閉会：午前10時00分)

令和 7 年 3 月 出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和 7 年 (2025) 3 月 3 日 (月)
午前 9 時 30 分～
於 出雲市役所 市民応接室

議第 1 号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の抹消並びに 定時登録について

(人)

項 目	男	女	計
令和 7 年 2 月 1 日 現在 の 名 簿 登 録 者 総 数	67,113	72,503	139,616
1 号 該 当 (2 . 1 ~ 2 . 2 8) 死 亡	-105	-115	-220
2 号 該 当 (1 0 . 1 ~ 1 0 . 3 1) 転 出	-87	-75	-162
定 時 登 録 者 数	558	445	1,003
令和 7 年 3 月 1 日 現在 の 名 簿 登 録 者 総 数	67,479	72,758	140,237
令和 7 年 3 月 1 日 現在 の 在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数	8	29	37
合 計	67,487	72,787	140,274

※140,237人の地域別内訳

	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
令和7年2月1日比	76,485	19,613	2,456	2,706	4,133	11,560	23,284
令和6年12月1日比	429	52	1	7	12	27	93
	-27	-69	-17	-4	-19	-40	-50

議第 2 号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて

- (1) 3 分の 1 の数 46,746 人
議会の解散に係る請求 (地方自治法第76条第1項)
議員の解職の請求 (地方自治法第80条第1項)
市長の解職の請求 (地方自治法第81条第1項)
副市長・選挙管理委員・監査委員の解職の請求 (地方自治法第86条第1項)
教育長・教育委員の解職の請求 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
- (2) 6 分の 1 の数 23,373 人
合併協議会設置協議を選挙人の投票に付する請求
(市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
- (3) 50 分の 1 の数 2,805 人
条例の制定・改廃に係る請求 (地方自治法第74条第1項)
監査に係る請求 (地方自治法第75条第1項)
合併協議会設置の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項)

【出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙関係議題】・・・別紙

【報告事項】

報第1号 18歳到達者へのお知らせハガキの送付について（3月定時登録分）

- (1) 対象者数 401人
- (2) 発送予定 3月上旬
- (3) 送付実績

(人)

年度	6月	9月	12月	3月	合計
令和元年度	249	216	455	412	1,332
令和2年度	390	448	431	366	1,635
令和3年度	415	441	422	364	1,642
令和4年度	432	392	454	418	1,696
令和5年度	369	410	346	370	1,495
令和6年度	425	436	440	<u>401</u>	<u>1,702</u>

【その他】

1 次回の選挙管理委員会（臨時会）の日程について

- (1) 日時 令和7年3月27日（木） 午前9時30分～
- (2) 場所 出雲市役所 3階 市民応接室
- (3) 内容 出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙関係議題 ほか

○今後の日程

日程	内容	出席者
3月 3日（月）	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員
3月19日（水）	広報いずも発行（選挙お知らせ記事）	—
3月22日（土）～26日（水）	立候補届出書類等事前審査（5日間）	事務局
3月27日（木）	選管臨時会 9:30～ 市民応接室	全委員
3月27日（木）	選挙人名簿の登録の移替えの延期	—
3月29日（土）	入場券納品、郵便局引渡し (～4日（金）までに配達)	事務局
3月30日（日）	期日前投票事務打合せ 10:00～ くまびき大ホール	事務局
4月 2日（水）	投票事務打合せ 10:00～ くまびき大ホール	委員長
4月 5日（土）	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員

議第 3 号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定

(案) 令和 7 年 3 月 2 7 日から同年 4 月 1 3 日までとする。

議第 4 号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定 【告示事項】

(案) 出雲市役所（出雲市今市町 7 0 番地）とする。

議第 5 号 不在者投票用紙等の告示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定

(案) 令和 7 年 4 月 6 日からとする。

議第 6 号 選挙時登録の資格登録基準日、閲覧の期間及び場所の決定

(案) 選挙時における登録資格の決定の基準となる日を令和 7 年 4 月 5 日とする。

選挙人名簿の閲覧の期間は、令和 7 年 4 月 6 日、場所は、出雲市役所（出雲市今市町 7 0 番地）とする。

議第 7 号 ポスター掲示場の設置場所の決定 【告示事項】

(案) 資料 1 のとおりとする。

議第 8 号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定 【告示事項】

(案) 日時：令和 7 年 4 月 1 0 日（木） 1 7 時 3 0 分

場所：出雲市今市町 7 0 番地

出雲市役所 3 階 市民応接室